

京都市告示第315号

京都コンサートホールの指定管理者である財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都コンサートホール条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時開館について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成21年11月11日

京都市長 門川 大作

臨時に開館する日

平成21年12月21日（月） 午前9時～午後10時 演奏会場  
午前9時～午後11時 駐車場  
午前9時～午後10時 事務所

平成22年1月4日（月） 午前9時～午後5時 演奏会場  
午前9時～午後11時 駐車場  
午前9時～午後5時 事務所

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）